

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西会津町長 薄 友喜

市町村名 (市町村コード)	西会津町 (07405)	
地域名 (地域内農業集落名)	元島地区 (杉山、向原、塩)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 4月17日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、担い手不足や農業用施設の維持管理が大きな課題となっており、遊休農地の発生、増加が懸念される。また、田の畦畔や農道等が有害鳥獣による被害を受け、農業者の耕作意欲の低下に繋がっている。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、認定農業者などの中心的な担い手に農地の集約化を進めるなど、農地を利用・保全していく体制構築が喫緊の課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

個人で維持できる農地については今後も維持管理に取り組んでいく。また、農地所有者や農業者の意向に基づき、認定農業者等に農地の集積・集約を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	34.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、農地の集約化を進めるとともに、認定農業者等にも集積・集約化を進め遊休農地化の発生を防ぐ。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
後継者不在の農地は農地中間管理機構を活用して、農地の集約化を進める。また、耕作地は担い手や農地所有者の意向を考慮し、段階的に農地の集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
取り組む予定は無し。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
多様な経営体を募り、また西会津町農業公社、JA等の関係機関や担い手と連携を図り経営体の確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA会津よつば奥川ライスセンターや作業受託組合等と連携し、委託できる農作業は任せて農業者の負担軽減を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣対策についてはイノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ等の被害防除が求められる為、地区全体で連携し電気柵や檻の設置等の対策に取り組んでいく。
 ⑩奥川地域づくり協議会と連携し、米のブランド化を推進して付加価値を高め販売する体制を構築する。